

# 岐阜県自動車運転代行業感染防止対策事業費支援金交付申請マニュアル

令和3年4月1日

## 支援金の趣旨

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、車両等における消毒等の衛生対策、飛沫対策その他の感染防止対策に取り組む自動車運転代行業者に対し、「岐阜県自動車運転代行業感染防止対策事業費支援金」（以下「支援金」という。）を交付いたします。

## 交付対象

支援金の交付対象者は、次の全ての要件を満たす事業者とします。

- ・ 県内に営業所等を有する自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律（平成13年法律第57号）第4条の認定を受けて自動車運転代行業（以下「運転代行業」という。）を営む者であること。
- ・ 令和3年4月1日時点で運転代行業を営んでおり、かつ、同日後も運転代行業を継続する意思があること。
- ・ コロナ社会を生き抜く行動指針（令和2年5月15日岐阜県新型コロナウイルス感染症対策本部策定）及び事業者団体が作成する新型コロナウイルス感染症の感染防止対策に関するガイドラインに沿った感染防止対策を実施していること。
- ・ 暴力団、暴力団等の反社会的勢力に属する者及び代表者又は役員が暴力団等となっている法人ではないこと、また、暴力団等が経営に事実上参画していないこと。

## 交付額

- ・ 県内の営業所等で保有する随伴車両1台につき2万円  
※運転代行随伴車両は令和3年4月1日時点で損害賠償責任共済等保険契約を締結しているものに限る。

## 申請手続き等

### （1）支援金に関する問い合わせ先

岐阜県都市建築部都市公園整備局公共交通課

電話番号：058-272-8654

受付時間：平日 8時30分～17時15分 土日祝日は除きます。

## (2) 申請書類

支援金交付申請書兼誓約書（別記様式1）および下記の添付書類を提出してください。

※振込先の口座は依頼人ご本人の口座に限ります。（法人の場合、当該法人口座に限ります。）

### <添付書類>

- ・令和3年4月1日時点で保険が適用されている随伴車両の損害賠償責任共済契約書又は損害賠償責任保険契約証書等の写し（保険契約内容及び契約車両が分かるもの）
- ・振込口座の通帳等の写し（金融機関、支店名、種別、口座番号及び口座名義が分かるもの（通帳1ページ目見開きの写し））

## (3) 申請受付期間

令和3年6月10日（木） 当日消印有効

## (4) 申請方法

### ア 申請書類の提出

申請書および添付書類一式を、下記宛先まで必ず「郵送」してください。  
なお、新型コロナウイルス感染拡大の防止のため、持参による申請はできません。  
申請期間を超えて提出があった申請書類は返送いたします。

### <宛先>

〒500-8570 岐阜市藪田南2-1-1

岐阜県庁 都市建築部都市公園整備局公共交通課 宛

※切手を貼付の上、裏面には差出人の住所及び氏名を必ずご記入ください。

※送料は申請者側でご負担をお願いします。

### イ 申請に必要な書類の入手方法

岐阜県公共交通課のホームページからダウンロードすることにより、入手することができます。

ホームページアドレス：<https://www.pref.gifu.lg.jp/page/143854.html>

## (5) 交付の決定

申請書類を受理した後、その内容を審査し、適正と認められるときは支援金を交付します。審査完了次第順次支援金を交付いたしますが、申請書類の不備や申請内容の確認があった場合は更にお時間いただく場合がございます。

## (6) 通知等

申請書類の審査の結果は後日「交付決定通知」または「不交付決定通知」を郵送します。

## その他

- ・申請前に、本マニュアルと申請におけるQ&Aの記載内容をご確認ください。添付書類の不足、不備がある場合は、迅速な審査ができません。
- ・支援金の交付決定後、申請要件に該当しない事実や不正等が発覚した場合、県は支援金の交付の決定を取り消すことがあります。この場合、申請者は、支援金を返還するとともに、支援金の受領の日から納付の日までの日数に応じた加算金（支援金の額に年率10.95%の割合で計算した額）を支払うことになります。
- ・申請内容に不正があった場合には、支援金の交付を受けた事業者名等の情報を公表することがあります。
- ・ご提出いただいた申請書類一式は返却しませんので、添付書類は写しの送付をお願いします。
- ・必要に応じ、追加で書類の提出等を依頼することがあります。期日までに提出等が行われない場合は、不交付として取り扱います。
- ・本マニュアルは「岐阜県自動車運転代行業感染防止対策事業費支援金交付要綱」に基づきますので、詳細は本要綱をご確認ください。